

現在の対応状況

- 10市町にある学校は、臨時休業
- 10市町から10市町以外の学校に通う生徒は、通学自粛
- 上記に該当する生徒及び10市町以外の学校で感染が不安で登校していない生徒は、欠席扱いとしない

1 専門家へのヒアリング結果

- 現状の茨城県の感染者の発生動向に照らして、東京に通勤・通学する住民の多い市町と、ほとんどいない市町村では、感染拡大のリスクが異なり、休校措置をめぐって異なった対策をとるのは合理的
- そもそも、これまでのデータから、学校は、新型コロナウイルスの感染拡大に主要な役割を果たしていないことにも留意

2 臨時休業中・通学自粛の生徒に対する学習の対応

- 学習課題を提示し、分散登校などで学習の取組状況を確認
- ICTを活用した授業の映像配信を推進
- 学習ポータルサイトコンテンツ(動画等)・学習支援サービス(アプリ)を活用

3 長期化した場合の影響

- 夏季休業中を授業日(お盆休み一週間を除く)としても、例年と同程度の授業時数を確保し、生徒の学力を維持するためには、6月12日までの休業延長が限界
- 学力の保障(実技教科の実習を含む)
- 長期間登校できないことによるストレスや心身の不調
- 進路(進学・就職)に向けた準備への不安

4 県立中学校・高等学校・中等教育学校の登校状況(4月9日)

中学5校、高校68校(1分校含む)計73校 ※臨時休業32校(中学1校、高校29校(1分校含む)、中等2校)

	人数	割合	備考(4月9日より、10市町から通学する生徒の通学自粛要請)
在籍数(概数)	37,000人		
欠席者総数	3,908人	10.6%	10市町から通学する生徒を含む
うちコロナ不安による欠席者数	2,057人	5.6%	10市町から通学する生徒を含まず